

令和6年度 御代田町  
健康みよた21  
(健康増進・母子保健・食育・自殺対策)  
計画策定業務委託 実施要領

令和6年4月  
御代田町

## 1 趣旨

この要領は、御代田町が発注する「健康みよた21（健康増進・母子保健・食育・自殺対策計画を含む）計画策定業務委託」の契約にあたり、意欲及び技術的な能力を評価し、価格評価のみならず、企画提案書の内容等を総合的に判断し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式」に係る事務手続きを定めたものです。

本要領に規定する事項以外の業務発注者の選定は、従来どおり、財務会計関連規定に基づいて実施します。

### ■スケジュール

募集要領等の公表	令和6年4月30日（火）
質問の受付期間	令和6年5月10日（金）正午まで
質問に対する回答	令和6年5月16日（木）午後4時
参加表明受付期間	令和6年5月16日（木）まで
参加資格の決定	令和6年5月17日（金）
企画提案書提出期限	令和6年5月28日（火）
プレゼンテーション審査	令和6年6月4日（火）午後予定
結果の通知・公表	令和6年6月6日（木）
個別交渉・契約	令和6年6月中旬から

## 2 業務の内容

### (1) 業務名

令和6年度健康みよた21（健康増進・母子保健・食育・自殺対策）計画策定業務委託

### (2) 業務の内容

別添 仕様書のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

### (4) 見積限度額

5,224,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 御代田町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 参加意思表示提出期日において、御代田町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の第21条に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づきしてされた暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他使用者として使用していない者。
- (6) 過去10年間に地方公共団体（市町村）が発注の一契約で、調査・分析・計画策定業務を含む健康増進計画等の策定業務の実績があること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 4 参加意思表示の手続きについて

- (1) 提出書類（各1部）
  - ア 参加表明書（様式1）
  - イ 会社概要書（様式2）
  - ウ 業務実績書（様式3）※業務実績には、関連会社等の実績は含めないものとする。
- (2) 提出期限 令和6年5月16日（木）午後5時必着（持参、郵送）とする。  
ただし郵送については書留郵便に限る。
- (3) 提出場所 〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6  
御代田町 保健福祉課
- (4) 提出書類に基づき、3に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

#### 5 質疑について

- (1) 質問の提出方法  
質問事項を質問書（様式7）に入力し御代田町に令和6年5月10日（金）午後4時までに電子メール（kenkou@town.miyota,nagano.jp）により提出すること。
- (2) 質問に対する回答  
町が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和6年5

月16日（木）までにメールにて回答する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

## 6 辞退届

参加表明後辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口へ提出すること。

## 7 企画提案書の提出手続きについて

(1) 提出書類：提出書類アについては、正本1部、副本5部を作成し提出すること。

ア 企画提案書（様式4）（次項7による）

イ 業務実施体制（様式5）

※本計画に携わるすべての担当者について記載すること。

ウ 3（5）を証明する書類

エ 予定技術者調書（様式6）

オ 参考見積書（様式）

※消費税等を含んだ総額金額とすること。

(2) 提出期限 令和6年5月28日（火）午後5時必着（郵送可。ただし書留郵便に限る。）

(3) 提出場所 〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6  
御代田町 保健福祉課

## 8 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3折込可）とし、文字サイズ11ポイント以上、総ページ数は20ページ以内とする。また、文字は横書きとする。

要点を簡潔にまとめて作成すること。ただし、下記項目については必ず記載すること。

(1) 健康みよた21（健康増進・母子保健・食育・自殺対策）計画の現状把握と基本的な考え方について

(2) 計画の策定ポイント（本町の特性をどのような手法で分析し、どのように計画策定に反映させるか）

(3) 策定業務内容について（アンケート調査結果の活用を含めた最終評価の分

析、国・県・他自治体との比較を元にした御代田町の地域性・課題を把握した提案、会議の設定を含めた策定検討の計画、成果物の構成についてどのような工夫、差別化を図るか。)

- (4) 業務に実施スケジュール
- (5) 策定における支援体制

## 9 プレゼンテーションによる審査（予定）について

- (1) 予定日時 令和6年6月4日（火）午後  
場 所 御代田町役場 2階 会議室
- (2) 手 法 企画提案書に沿ったプレゼンテーション
- (3) 所要時間 20分以内のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答
- (4) 出席者数 3名以内
- (5) その他
  - ・業務担当者は、必ず出席すること。
  - ・必要な機材の用意は提案者側で用意する。ただし、スクリーン、プロジェクターは町が用意する。

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

※本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

## 10 失格事項

企画提案書が提出期限を越えて提出された場合は、その企画提案業者は失格とする。また、次の各号のいずれかに該当した場合は、御代田町の判断により、企画提案業者を失格とすることがある。

- (1) 提出書類に不備があった場合または指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員会の委員及び御代田町職員に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

## 12 その他

- (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。